

Title	評価規約の規定要因：米山学説 (2)
Sub Title	Valuation rule and two conceptual view of earnings : case of Yoneyama theory (2)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2021
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.63, No.6 (2021. 2) ,p.25- 39
JaLC DOI	
Abstract	米山学説によれば、「投資に寄せられた期待」が、「成果の捉え方」を規定するとみなされているので、まず前者にかかわる事業資産・金融資産分類（あるいは、配分・評価分類の影響のもとに再構成された「事業資産」・「金融資産」分類）、および後者にかかわる配分・評価分類を、前号において紹介した。しかし、そのうち、後者の計算方式については、その具体的内容が、必ずしも一義的ではないので、前号では、まず属性の側面だけを取上げたのであった。そこで、本号では、もうひとつの、計算目的にかかわっていると思われる側面を紹介するとともに、事業資産・金融資産分類（「事業資産」・「金融資産」分類）と配分・評価分類との関係を見ることにしたい。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20210200-0025">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20210200-0025</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 評価規約の規定要因

—— 米山学説（2） ——

笠井昭次

### <要約>

米山学説によれば、「投資に寄せられた期待」が、「成果の捉え方」を規定するとみなされているので、まず前者にかかわる事業資産・金融資産分類（あるいは、配分・評価分類の影響のもとに再構成された「事業資産」・「金融資産」分類）、および後者にかかわる配分・評価分類を、前号において紹介した。しかし、そのうち、後者の計算方式については、その具体的内容が、必ずしも一義的ではないので、前号では、まず属性の側面だけを取上げたのであった。そこで、本号では、もうひとつの、計算目的にかかわっていると思われる側面を紹介するとともに、事業資産・金融資産分類（「事業資産」・「金融資産」分類）と配分・評価分類との関係を見ることにしたい。

### <キーワード>

配分・評価分類、「期間損益額に経験的な解釈を付与するための手続」、「ストック額に経験的な解釈を付与するための手続」、配分・「配分と融合した評価」分類、評価概念が独立化した理由、「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との関係

### （iii）計算目的にかかわる定義を巡って

次に、計算方式の計算目的の側面に関する配分・評価分類について、米山学説の主張をみることにしよう。そこで、まず、その定義を組上に載せなければならない。すなわち、「期間損益に経験的な解釈を付与するための手続」および「ストック評価額に経験的な解釈を付与するための手続」という、計算目的にかかわっていると思われるふたつの規定要因を適宜組合せながら、米山学説は、ふたつの配分と評価との関係を構成する。そして、計算目的に関して、妥当でない配分と評価との関係（この関係を、ここではAの考え方とよぶ）から、妥当な配分と評価との関係（この関係を、ここではBの考え方とよぶ）への道筋を描いているのである。

ただし、米山学説では、一方、この規定要因をも配分・評価とよびつつ、他方、その組合せにより構成されたAの考え方およびBの考え方に関しても、配分・評価という用語を用いている。このように、概念を構成する規定要因と（その規定要因によって構成された）概念（Aの考え方およ

びBの考え方)とが明確に分類されていないこともあって(この点については、註6も参照された)、米山学説の主張は、きわめて難解であったが、筆者の理解し得た限りのことを纏めておこう。

そこで、規定要因と概念(A・Bという考え方)との相違を念頭におきながら、(iii-1)において、「期間損益に経験的な解釈を付与するための手続」および「ストック評価額に経験的な解釈を付与するための手続」という規定要因にふれるとともに、配分概念と評価概念との関係に関するAとBというふたつの考え方を素描しておこう。そのうえで、そのAおよびBを、(iii-2)および(iii-3)で具体的に検討することとしたい。

#### (iii-1) 配分・評価の関係に関するふたつの考え方

そこで、まず、米山学説における、計算方式の計算目的にかかわる定義をみておこう。これは、既にもふれたように、「期間損益に経験的な解釈を付与するための手続」と、「ストック評価額に経験的な解釈を付与するための手続」という類別に他ならない。この類別は、米山学説の行論において頻出しているが、それが、米山学説の概念体系のどこに位置しているのかは、必ずしも明らかではなかった。しかし、増補版である米山[2003]の補遺において、次のように、配分および評価を意味するものとして、明確に規定されるに至っている(米山[2003]203ページ、一重下線、二重下線および波線は、笠井が付した)。

本書の基本的なテーマは、配分の範疇に属する測定操作として、固定資産の減損処理を位置づけられるかどうかの確認であった。そこでいう配分手続とは、期間損益にどのような経験的な解釈を与えるのかという観点から、ストックの評価基準を決めるような測定操作と意義づけられていた。これと対置されるのが評価の手続であり、ここではストックの評価額に経験的な解釈を与えること自体が重視されていた。

このように、「期間損益にどのような経験的な解釈を与えるのかを重視する測定操作」は配分として、他方、「ストックの評価額に経験的な解釈を与えること自体を重視する測定操作」は評価として位置づけられているのである。

もっとも、用語法的には、次の2点に留意しておこう。まず第1に、配分には、「期間損益にどのような経験的な解釈を与えるのか」という文言に、その観点から「ストックの評価基準を決める」という文言が付加されており、その結果、「フローがストックを規定する」という計算方式の属性にかかわるニュアンスが窺えることである。もちろん、そのことに特に問題があるわけではないが、それまでの論調としては、主として、「期間損益にどのような経験的な解釈を与えるのかを重視する測定操作」と「ストック額にどのような経験的な解釈を与えるのかを重視する測定操作」との二項対立として使用されてきているのである。その端的な一例を示せば、米山学説は、この計算目的にかかわる分類を形成したさいに、その評価手続について、「配分の手続(期間損益の意味を重視した測定操作)」と対立するものではなく、むしろ場合によっては、配分手続の一形

態と位置づけられることとなる」(米山 [2003] 209ページ, 傍点および波線は笠井) と述べている。このように、そこでは、配分手続は、「期間損益の意味を重視した測定操作」と同義とされ(つまり「ストックの評価基準を決める」という文言が欠如しており)、計算目的にかかわる用語(つまり計算方式というニュアンスが薄い用語)として用いられているのである。それに、計算方式に関する定義については、既に(ii)で取上げたので、ここでは、「ストックの評価基準を決める」という付加された文言は度外視し、配分と評価とを計算目的にかかわる二項対立とみなしておく。

そして第2は、配分と評価とにおける「経験的解釈」の経験的ということの含意である。そこに付された経験的とは、一体どういうことを意味しているのであろうか。まず配分についてであるが、例えばいわゆる現金主義会計などにおける利益額というのは、(中性収支額を除いた)現金有高額を意味しているので、たしかに、経験的な解釈が可能と言ってもよいのかもしれない。しかし、製造業にかかわるいわゆる発生主義会計などにおける利益額は、どうであろうか。そこでは、実現概念にしても、資金の授受とは切り離して構成することが可能なうえに、生産設備の価値移転現象にかかわる原価計算のプロセスの存在により、種々の仮定のもとに製品等の製造原価が算出されている。こうした発生主義会計における利益額の経験的解釈とは、一体どのようなものなのであろうか。他方、評価に関しても、その、ストック評価額についても、現時点の時価にしか、経験的な解釈は与えられないのであろうか。

いずれにしても、この経験的解釈という用語からは、不敏な筆者には、具体的なイメージが何も湧いてこないのである。そこで、米山学説の意図にそぐっていないかもしれないが、ここでは、経験的ということ、漠然としているがそれだけに一般性をもつ「有意味な」といった意味合いの語として、つまり、「経験的解釈」を、「有意味な解釈」として理解しておこう。

このように、配分については、「期間損益額の有意義性(有意味な解釈)を重視する測定操作」=「期間損益額に有意義性(有意味な解釈)を付与するような処理方法」=「期間損益額が有意義性(有意味な解釈)を充足しているような処理手続」、他方の評価については、「ストック額の有意義性(有意味な解釈)を重視する測定操作」=「ストック額に有意義性(有意味な解釈)を付与するような処理方法」=「ストック額が有意義性(有意味な解釈)を充足しているような処理手続」といった意味合いの用語として理解しておくことにする。

用語法はそのように整理するとして、問題は、計算目的の側面よりする配分概念と評価概念との関係であるが、米山学説では、上記のような配分および評価の定義を規定要因として、配分と評価という概念を構成してゆくようである。その場合、既に示唆したように、ふたつの関係が想定されているようである。すなわち、ひとつは、「期間損益に経験的な解釈を付与するための手続」という規定要因をもって配分概念、および、「ストック評価額に経験的な解釈を付与するための手続」という規定要因をもって評価概念としつつ、その両者を排他的関係として構成するものであり、先にふれたAの考え方に他ならない。

それに対して、もうひとつの関係づけの場合には、配分概念は変わらないが、評価概念は大きく異なっている。すなわち、そこでは、「期間損益に経験的な解釈を付与するための手続」とい

う規定要因および「ストック評価額に経験的な解釈を付与するための手続」という規定要因を包摂したものとして、評価概念が、構成されているのである。すなわち、評価概念のもとに、「期間損益に経験的な解釈を付与するための手続」という規定要因および「ストック評価額に経験的な解釈を付与するための手続」という規定要因が包摂されているのであるから、そのふたつの規定要因は、評価概念の視点からすれば、いわば両立関係にあると言ってよいであろう。

ここでは、両立関係にあるのが、本質的にみて、「期間損益に経験的な解釈を付与するための手続」という規定要因と「ストック評価額に経験的な解釈を付与するための手続」という規定要因との二項対立であることには、くれぐれも留意すべきである。この点は後に詳細に検討されなくてはならないが、いずれにしても、こうした理解が、先にふれたBの考え方に他ならない。

なお、ここでは、AあるいはBの考え方に依拠する配分概念および評価概念に基づいて処理された項目を、それぞれ、配分資産および評価資産とすることにする。

米山学説では、このように、配分概念と評価概念という分類につき、以上のようなふたつ（Aという考え方およびBという考え方）が想定されているようなので、そのそれぞれを、(iii-2) および (iii-3) で紹介することにした。

#### (iii-2) 排他的関係にあるものとしての配分・評価分類の生成

そこで、まず、「期間損益に経験的な解釈を付与するための手続」という規定要因のみによって構成された配分概念と、「ストック評価額に経験的な解釈を付与するための手続」という規定要因のみによって構成された評価概念とが排他的関係にあるとみなされたAの考え方であるが、こうした配分概念と評価概念との関係は、米山学説では、その概念体系の中で、どのように位置づけられているのであろうか。

その点については、米山学説は、当初は、「本書の議論においては暗黙のうちに、配分の手続と評価の手続とが相互に排他的で、相容れない関係にあるものと考えてきた」（米山〔2003〕203ページ）と述べている。すなわち、評価概念は、あくまで、配分概念に対立する概念であり、したがって、配分概念ではないということであろう。配分概念と評価概念とが有意義な分類であるなら、両者には排他性がなくてはならないので、分類の視点からは、理解し得るところではある。

しかし、問題は、こうした分類により、現行会計における経済事象が合理的に説明できるのかという点である。その点、評価概念に属する（したがって、配分概念ではあり得ない）売買目的有価証券を想起すれば、排他的関係にあるものとしての配分・評価分類では合理的に説明できないことは、容易に理解できるであろう。すなわち、言うまでもなく、現行会計では、売買目的有価証券は、時価で評価され、かつその時価差額が損益として計上されるのである。そうであれば、この売買目的有価証券に関しては、期末の時価で評価されるいじょう、「ストック額に経験的な解釈（有意義性）を付与する処理方法」であるし、同時に、その時価差額を損益に計上しているいじょう、損益計算目的に妥当する処理方法であるから、「期間損益額に経験的な解釈（有意義性）を付与する処理方法」でもある。つまり、こと売買目的有価証券に関するかぎり、評価概念でもあるし配分概念でもあることになってしまうのである。

かくして、米山学説においては、評価概念と配分概念との（正確には、「ストック額に経験的解釈（有意味性）を付与する処理方法」という規定要因と「期間損益額に経験的解釈（有意味性）を付与する処理方法」という規定要因との）排他的関係性を否定し、評価概念につき、評価概念と配分概念との（正確には、「ストック額に経験的解釈（有意味性）を付与する処理方法」という規定要因と「期間損益額に経験的解釈（有意味性）を付与する処理方法」という規定要因との）融合（両立関係）ということを想定せざるを得なくなってしまうのである。

### （iii-3）配分・「配分と融合した評価」分類の形成

以上のように、米山学説においては、配分概念と評価概念とは、当初は排他的関係にあるとみなされていたのであるが、「今日に至るまでの学界における研究成果の蓄積ゆえ、『配分』や『評価』などの重要な用語については、その語法に関していっそう慎重である必要性を感じるに至っている」（米山 [2003] 203ページ）として、配分概念と評価概念との関係について、新しい見解を提示するのである。そこでは、配分概念については変更はないが、評価概念については、これまでの配分概念と評価概念とが融合したいわば新しい概念が想定されているようなのである。ただし、その内包が変更されたにもかかわらず、その新しい概念も、旧来と同じく、評価という用語で語られているので、理解しづらくなっている。この点には、くれぐれも留意されたい。

そこで、その新しい評価概念が形成される経緯を、米山学説の主張に添って瞥見しておこう。売買目的有価証券を念頭におきながら、まず、「ストック評価額の経験的な解釈に依存する測定操作（継続的な時価評価など）を行った場合も、そこから導かれてくる利益概念に経験的な解釈を付与しうる」（米山 [2003] 205～206ページ）ということに米山学説は着眼する。そうであれば、「『期間損益の経験的な解釈を重視すること』は、本書の語法によるかぎり、必ずしも配分の手続に固有の特徴とはいえない」（米山 [2003] 206ページ）ということになる。つまり、期間損益の経験的解釈（有意味性）を充足する処理手続は、配分概念だけの特徴ではなく、評価概念にも該当するというわけである。

そのように考えれば、配分概念のみならず、評価概念もまた、「期間損益の経験的な解釈を与える」（米山 [2003] 206ページ）のであるから、「両者（配分概念と評価概念とのこと…笠井注）は必ずしも対立しあう関係にあるわけではない」（米山 [2003] 206ページ）。ここでは、対立関係にない（つまり、両立関係にある）とされるのが、配分概念と評価概念とになっているので、分り難くなっているが、両立するのは、配分概念と評価概念とではなく、「期間損益額の経験的解釈（有意味性）を充足する測定操作」という規定要因と「ストック額の経験的解釈（有意味性）を充足する測定操作」という規定要因と理解すべきなのではないだろうか。したがって、この両立するふたつの測定操作（規定要因）を包括するものをも、従前と同じく、評価概念とよぼう、というのが米山学説の主張したいことなのではないだろうか。<sup>6)</sup>しかし、この新しい評価概念は、米山

6) この点に関する米山学説の議論は、不敏な筆者には、きわめて難解であったが、その理由は、本文でもふれたように、①Bという考え方における評価概念の内包が、Aという考え方における評価概念のそれとは大きく変更されているのにもかかわらず、その変更された概念も旧来と同じ評価という用語でよばれている。



筆者は、米山学説における「配分と融合した評価」概念というものを、本質的には、このように、「期間利益額に有意性を付与する手続」という規定要因と「ストック額に有意性を付与する手続」という規定要因とが融合する（両立する）概念として理解している。

このように、配分と評価との関係という議論において、米山学説は、計算方式の計算目的の側面から、「配分と融合した評価」という概念を形成するのである。そして、米山学説においては、この配分・「配分と融合した評価」分類によって、現行会計は合理的に説明され得るとみなされているようである。

以上のようなプロセスを経て、配分と「配分と融合した評価」という分類が形成されたようであるが、ここで留意すべきことは、米山学説においては、この分類における評価概念（「配分と融合した評価」概念）が、「場合によっては、配分手続の一形態と位置づけられることになる」（米山 [2003] 209ページ）とみなされている点である。つまり、「配分と融合した評価」概念も、ひとつの配分概念に他ならないのであるから、配分・「配分と融合した評価」分類における配分概念と「配分と融合した評価」概念とを括る上位概念も、配分概念とよべることになろう。そこで、この上位概念としての配分を広義配分、「配分と融合した評価」と対立するものとしての配分を狭義配分とよべば、米山学説では、次のような関係が想定されているのではないだろうか。



#### (iii-4) 小括

計算目的にかかわる配分と評価との関係に関する米山学説の議論は、論理が錯綜しているので、筆者には、米山学説の考え方を妥当に理解できたのかどうか、心許無いが、現時点では、以上のように理解している。

そこで、最後に、筆者の視点から、その纏めをしておこう。

計算目的の側面からする計算方式に関する米山学説の議論の前提になっているのは、「期間損

なければならない。

もしこのように理解してよければ、(Aという考え方における)当初の評価概念(排他的関係)と(Bという考え方における)新しい評価概念(両立関係)とでは、その内包が異なっているので、別の概念になっているとみるべきであろう。それにもかかわらず、評価という同じ用語が使われているので、理解しづらくなってしまったのではないだろうか。これが、①の問題に他ならない。

そうした筆者の理解からすると、排他的関係あるいは両立関係について、配分と評価という二項対立で語ることは、理論的に混乱を招いてしまうように思われるのであるが、米山学説が、配分と評価という用語を用いているので、本文では、新しい評価概念を「配分と融合した評価」とよぶことにしたのである。

益額に有意味性（経験的な解釈）を付与する手続」と「ストック額に有意味性（経験的な解釈）を付与する手続」というふたつの規定要因である。そしてこのうちの前者を配分概念と、後者を評価概念と一義的に結び付けたのが、米山学説では排他的関係とよばれた当初の考え方（Aとよんだ考え方）に他ならない。

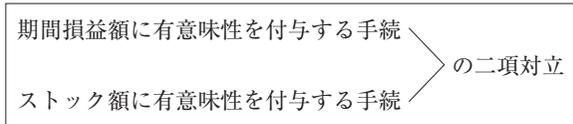
しかし、それでは、売買目的有価証券を合理的に説明できないところから、「期間損益額に有意味性（経験的な解釈）を付与する手続」という規定要因と「ストック額に有意味性（経験的な解釈）を付与する手続」という規定要因とを組合せて、新たな評価概念が形成されたのであった。これが、「配分と融合した評価」概念（「期間損益額に有意味性（経験的な解釈）を付与する手続」という規定要因と「ストック額に有意味性（経験的な解釈）を付与する手続」という規定要因とが両立関係にあるものとしての評価概念）と称されたものに他ならないのではないだろうか。そして、この「配分と融合した評価」（新たに形成された評価）と配分との二項対立（Bとよんだ考え方）が、米山学説においては、現行会計を説明するための配分・評価分類とみなされているのではないかと思われるのである。

以上を図示すれば、次のようになろう。

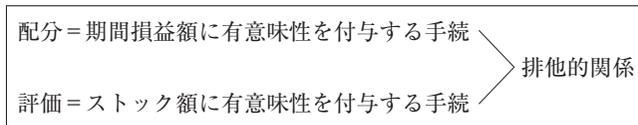
〈図表9〉

[計算方式の計算目的の側面]

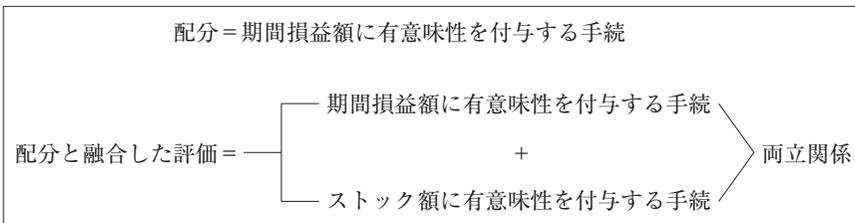
配分・評価概念の規定要因



A. 排他的関係としての配分・評価の二項対立の体系



B. 配分と「配分と融合した評価」との二項対立の体系



米山学説における計算方式の計算目的の側面に関する主張が、こうした理解でよいとすれば、現行会計を説明するものとしての配分と「配分と融合した評価」といった分類（Bの考え方）が

理論的に成立するかどうか、という疑問が湧出する。すなわち、「期間損益額に有意味性を付与する手続」という規定要因は、配分概念および「配分と融合した評価」概念に共に認められているのに対して、「ストック額に有意味性を付与する手続」という規定要因は、「配分と融合した評価」概念にしか認められていない。メルクマールがこのようにアンバランスであって、よいのであろうか。配分概念についても、「ストック額に有意味性を付与する手続」にかかわる規定要因が、何らかの形で関与すべきなのではないだろうか。

そうした理論的問題点があるとすれば、一方、配分・「配分と融合した評価」という分類は、そもそも、ひとつの分類体系として成立するのであろうか。他方、そうした理論的に不完全な分類によって、現行会計実践の全体を合理的に説明することなど、可能なのであろうか。

そんな疑問が湧出するのであるが、その点に関する合理的な説明が、なされているとは思われないのである。

したがって、この点につき、慎重に検討されなくてはならないわけである。

#### (iv) 評価概念が独立化した理由

最後に、現代会計理論においては、評価カテゴリーが独立的存在として認められるようになったことの原因を祖上に載せることにしよう。もちろん、現象的には、売買目的有価証券が制度的に売却時価で評価されるようになったからであるが、そのことは、なぜ売買目的有価証券が、それまでの取得原価から時価で評価されるようになったのか、という疑問に通底しており、ここでは、その点に関する米山学説の見解を取上げよう。すなわち、米山学説においては、「今日では、期間利益の経験的な解釈を重視する立場から、評価の手続に依拠した測定操作が広く採用されつつある」(米山 [2003] 211ページ) のであるが、そうした変化を促した要因として、次の3点が指摘されている。

まず第1は、各国の基準設定主体が、「計画的・規則的な配分手続を補完するものとして、評価の手続の必要性を明示したこと」(米山 [2003] 211ページ、傍点は笠井<sup>7)</sup>)である。第2に、「ストック評価額の見積もりに係る信頼性の向上」(米山 [2003] 212ページ) が、指摘されている。そして第3は、次のような主張にみられるように、会計情報の信頼性と目的適合性とのトレードオフ関係に依拠した理由である(米山 [2003] 213ページ)。

利益情報の利用目的として企業が将来に生み出すキャッシュフローの予測を重視した場合は、相対的にバリュー・レリバンスが重視されることとなる。これに対し、利益情報が配当限度額の計算や課税所得の計算などにも利用される事実配慮した場合は、信頼性のほうが重視されることとなる。

財務報告の目的、なかでも何が主たる目的であって、何が副次目的なのかについての議論

7) なお、そこでは、評価手続は、配分手続の補完と位置づけられているので、その補完ということの意味内容が問われなければならないが、その点は、齋藤学説を取上げたさいに検討してあるので(笠井 [2020] III (6)・(7)・(8)を参照されたい)、ここでは、取上げない。

が進むにつれ、今日では、信頼性との対比でバリュエーション・レリバンスのほうを重視する考え方が有力となりつつある。こうした変化も、信頼性の欠如が妨げとなってきた評価手続の採択を背後で支えていると考えられる。

そこでは、おそらく、「一方の取得原価には信頼性が、他方の時価には目的適合性がある」ということを大前提にして、世間の関心が、信頼性重視から目的適合性重視へと移行したことに伴って、評価手続（時価評価）が是認されるようになった、とみなされているのではないだろうか。

こうしたみつつの理由づけは、一般的な考え方と言ってよいが、しかし、こうした見方によって、本当に、評価手続を合理的に説明できたのであろうか。あるいは、こうした見方が、米山学説の原理的思考から合理的に演繹できたのであろうか。まず第1の指摘であるが、端的に言って、売買目的有価証券の時価評価を、FASB等の基準設定機関が是認したことをもって、理論的にも、妥当であると断定してしまってもよいのであろうか。制度的規定は、理論的にみても、絶対的に妥当であるとみなさなければならぬのであろうか。第2の指摘についても、旧実践において、売買目的有価証券の時価評価が否定され、取得原価で評価されていたのは、売買目的有価証券の時価評価の数値に信頼性が欠如していたからなのであろうか。そして第3の指摘にしても、問題なしとしない。すなわち、信頼性と目的適合性とのトレードオフ関係それ自体にも疑問があるだけでなく、当面、仮にそれに準拠したとしても、今日、なぜ、目的適合性重視の考え方が、売買目的有価証券のみに適用されるのであろうか。

このように考えると、米山学説の指摘したみつつの理由づけは、たしかに、一般に普及している主張ではあるにせよ、合理的な根拠であるとは、筆者には思われぬ。

そうであれば、より慎重な検討が、必要なのではないだろうか。

#### (4) 「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との関係

以上において、投資に寄せられた期待に関する「事業資産」・「金融資産」という2類型、および成果の捉え方に関する原価配分スキーム・価値評価スキームという2類型についての米山学説の考え方を概観したので、最後に、「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との関係に関する米山学説の見解をみておこう。この点については、①「事業資産」・「金融資産」と配分・評価との結び付きが合理的に説明されているかどうかということ、および②その結び付きを事業資産・金融資産と配分・評価とのいずれが主導するのかということが、問題になる。この2点を、それぞれ(i)および(ii)で検証することにしよう。

##### (i) 「事業資産」・「金融資産」と配分・評価との結び付きの妥当性

まず①の問題であるが、米山学説においては、「事業資産」の場合には、どうして原価配分スキームと結び付くのか、および、「金融資産」の場合には、どうして価値評価スキームと結び付くのであろうか。まずもって、この点を俎上に載せなければならない。

この点については、「事業資産」と原価配分スキームとの関係を巡って、次のように説明されている（米山 [2003] 3 ページ、傍点は笠井）。

このスキーム（原価配分スキームのこと…笠井注）が、のれんの獲得と実現を期待するケースで採用されるのはなぜであろうか。

予想どおりの成果が生じたかどうかを確かめる役割が期待されている企業会計においては、のれんの獲得を事前に期待していた場合、実際に社会平均を超えるようなリターンを獲得できたかどうか問われることとなる。社会平均を超えるようなリターンはキャッシュフローという形をとって現れる以上、そこで着目すべき事実は、実際にどれだけのキャッシュを回収できたのかといえる。原価配分のスキームは、まさしくこの点を重視し、キャッシュフローの発生という事実に着目して投資の成果をとらえるしくみといえる。それゆえ、のれんの実現が期待できるようなケースにおいては、原価配分のスキームが採用されることとなる。

米山 [2003] では、原価配分スキームについては、基本的には、(a) 計算要素の数の点からは二面的損益計算形態、および (b) フローとストックとの関係の点からは「フロー起点方式」というふたつの要件（属性）が指摘されていたが、その要件（属性）は、「投資に寄せられた期待」と原価配分スキームとを結び付ける概念としては用いられていない。すなわち、上の引用文にあるように、「キャッシュフローの発生という事実」(c) という要件が別個に形成され、それによって結び付けられているようなのである。

以上で述べたことを纏めれば、次のようになろう。

〈図表10〉

投資に寄せられた期待 (X)	計算方式 (Y)		両者 (X・Y) を繋ぐ要件
	(a) 計算要素の数	(b) F と S との関係	
のれんの獲得の期待	原価配分スキーム		(c) CF 発生の実事
	二面的損益計算	「フロー起点方式」	
のれんの獲得を目指さず 時価変動差額の獲得の期待	価値評価スキーム		
	一面的損益計算	「ストック起点方式」	

(F: フロー, S: ストック, CF: キャッシュフロー)

この表に基づき、「投資に寄せられた期待」(X) と計算方式 (Y) との関係に関する筆者の疑問を纏めておこう。まず「のれんの獲得の期待」と原価配分スキームとの関係であるが、(c) 「キャッシュフロー発生の実事」という要件によって、本当に、「のれんの獲得の期待」という、「投資に寄せられた期待」にかかわる概念から、原価配分スキームという計算方式が、演繹されたとみなしてしまってもよいのであろうか。

そうした理解に対しては、次のようなふたつの理由によって、筆者は疑問を覚えている。すなわち、まず第1に、(c)が、計算方式としての原価配分スキーム固有の要件(属性)とは思われないからである。(a)・(b)は、たしかに計算方式としての原価配分スキームの要件(属性)と言ってよいであろう。したがって、そのうちのどちらかあるいはその両者が共に、「のれんの獲得の期待」という概念から演繹できるのなら、たしかに、計算方式上、「のれんの獲得の期待」と原価配分スキームとは、論理的に結び付いていると言ってよいのかもしれない。しかしながら、(c)「キャッシュフロー発生の実事」という要件は、計算方式上の属性ではなく、むしろ、収益認識にかかわる実現概念上の属性であろう。したがって、(c)を媒介として、「のれんの獲得の期待」と原価配分スキームとの結び付きを主張することは、理論的に困難なのではないだろうか。

そして第2は、そのことは当面度外視したとしても、(c)を援用することによって、計算方式上のではないにしても(つまり、実現概念上のものではあるにしても)、「のれんの獲得の期待」と原価配分スキームとの結び付きが得られたと言ってしまって、本当によいのであろうか。その点については、米山学説は何も述べていないので、どのように理解したらよいのか、まったく不明である。そこで、ここでは、やむなく、斎藤学説の実現概念の考え方を借りることにしよう。しかし、その場合でも、理論的に困難であるように筆者には思われるのである。なぜなら、斎藤学説によれば、配分資産にかかわる損益の計上も、評価資産にかかわる損益の計上も、共にキャッシュフローの取得としての実現概念によって説明されるとみなされているからである。したがって、おそらく、(c)「キャッシュフロー発生の実事」による実現概念は、評価資産にも該当するとみなさざるを得ないのではないだろうか。もしそうだとすれば、(c)「キャッシュフロー発生の実事」という要件は、配分資産にも評価資産にもかかわっていることになり、(c)という要件によりこのふたつの資産を識別することは、不可能なのではないだろうか。

いずれにしても、こうした疑問があるいじょう、「のれんの獲得の期待」と配分資産(配分という計算方式)との結び付きの合理性は、米山[2003]においては、論証されているとはいえない。したがって、慎重な検討が待たれるのである。

次に、「金融資産」と評価スキームとの関係であるが、評価スキームとは、「何らかの属性で測った財の価値が、期中にどれだけ変動したのかに着目した業績評価」(米山[2003]3ページ)と定義されている。その「何らかの属性で測った財の価値」には、時価のみならず、定利獲得にかかわるいわゆる償却原価(利息法)も含まれるとみることは、けっして不可能ではないと思わ

8) (i)の冒頭に掲げた米山[2003]の引用文における「キャッシュフローの発生という事実に着目して投資の成果をとらえるしくみ」というのは、少なくとも斎藤学説においては、ひとり事業資産のみならず、事業資産・金融資産を含む、会計全体の特徴を意味していると言ふべきなのではないだろうか。例えば斎藤[1999]は、「本書の特徴のひとつは、実現利益という企業会計の伝統的な基本概念を核にして、事業投資の原価評価と金融投資の時価評価を体系づけている点だろうか」(斎藤[1999]はしがきii)と述べているのである。もちろん、この引用文自体は、事業投資(事業資産)・金融投資(金融資産)分類についての説明であるが、それが会計全体の特徴であるいじょう、配分資産・評価資産分類にも該当するとみて、よいのではないだろうか。

この点の詳細については、笠井[2010b]第22章・第23章を参照されたい。

れる。現に、「この何らかの属性で測った財の価値」について、米山 [2003] は、次のように説明しているのである（3～4ページ、傍点は笠井）。

ここでいう属性（値）についてはさまざまな選択肢を想定しうるが、企業会計が果たすべき役割、すなわち期待どおりの成果が得られたかどうかを確かめる役割にてらして意味を持ちうる属性値としては、ストックの時価が典型例といえる。

ここでは、時価は、価値評価の典型例とされているのである。つまり、いかに代表例とは言え、ひとつの事例にしかすぎないにもかかわらず、評価スキームとしては、もっぱら時価評価だけが取上げられ、償却原価は、割引債等に関する配分スキームに帰属させられてしまったのである。そこでは、価値評価スキームというカテゴリーは、なし崩し的に（つまり、何時の間にか）、時価評価スキームと同義になっているのである。

その原因は、現象的には、「投資に寄せられた期待」の定義にあるのかもしれない。すなわち、価値評価スキームを規定する「投資に寄せられた期待」については、既にふれたように、「のれんの獲得を目指さず、もっぱら市場価格の有利な変動を期待して行うもの」（米山 [2003] 2ページ、傍点は笠井）と定義されているからである。そこでは、のれんの獲得を目指さないことのみならず、保有損益という時価差額の獲得、つまり時価評価という測定原則もまた指定されているのである。そのかぎりでは、価値評価スキームが時価評価スキームと同義になってしまうのも、やむを得ないのであろうが、それだけに、問題は、そのように、測定原則をも含んで、「投資に寄せられた期待」を定義することの妥当性である。そうした定義は、原価配分スキームにかかわる、「のれんの獲得の期待」という測定原則を含まない定義と整合的ではないと言わざるを得ない。

以上のように考えると、「投資に寄せられる期待」と計算方式との結び付きも、十分に説明されているとは言い難く、やはり、慎重な検討が必要なのではないだろうか。

## （ii）結び付きを主導する要因

次に、②事業資産・金融資産と配分資産・評価資産とのいずれが主導して規定するのか、という問題を取上げよう。そこで、まず図表3（イ）で示した、斎藤学説における事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との関係に立ち戻ることしよう。そこで示したように両分類にズレがあるので、それに対して何らかの調整が必要であると考えれば、言うまでもなく、ふたつの方法があり得る。すなわち、ひとつの方法は、配分資産・評価資産を規準にして、それに合わせる形で、事業資産・金融資産を再構成するやり方であり、その場合には、割引債等を金融資産から除外し、「事業資産」に含めざるを得ないであろう。それに対して、事業資産・金融資産を規準にして、それに合わせる形で、配分資産・評価資産を再構成するやり方もあり得よう。その場合には、割引債等と売買目的有価証券とを同一カテゴリーに含め、それと機械・製品等とを対峙

させざるを得ないことになる。

現実的には、I (1) で述べたように、金融資産の定義として、「のれんの獲得・実現を目指さないこと」に、「時価変動差額の獲得を期待するもの」を加えることによって、割引債を金融資産から「事業資産」に移行させたのであった。つまり、事業資産・金融資産概念に調整を加えたのであるから、前者の方向を辿ったのである。註2における筆者の用語法によれば、現実的調整に他ならない。

しかしながら、米山学説のそもそもの主張によれば、「どのような期待が寄せられるのかに応じて、採用される業績評価のしくみ」(米山[2003] 4ページ)も異なってくる、というものであった。この業績評価のしくみが、ここで言う計算方式に相当するものであるから、こうしたそもそもの主張からすれば、割引債・売買目的有価証券と機械・製品という二項対立のもとに配分・評価の枠組を構成するべきであったとも言えよう。これは後者の方途であり、註2で述べた理念的調整に他ならない。

以上のように、事業資産・金融資産分類と配分資産・評価資産分類との調整の仕方には、現実的調整と理念的調整というふたつの方途があり、しかも、その両者は、本質的に異なっている。したがって、そのいずれが妥当なのかについての論証が必要なのである。

しかるに、米山学説では、そうした論証なしに、現実的調整が採択されているのである。そうであれば、その結果に、何らかの問題点が生ずることも、当然のことに予想されるので、慎重な検討が必要になる。

#### (5) 論点の整理

以上において、米山学説を筆者なりに概観したので、最後に、本稿で取上げる論点を整理しておきたい。もっとも、米山学説の紹介のさいにも、その折々に、問題点を指摘しておいたので、ここでは、それらを纏めることになる。

米山学説は、[(「事業資産」・「金融資産」分類 ← 配分・評価分類) → 評価規約] (≡: 規定・被規定関係) とでも定式化できるので、その論点にしても、大別して、「事業資産」・「金融資産」分類に関する問題点、配分・評価分類に関する問題点、そして、「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との関係に関する問題点の三者に整理できよう。

まず第1の「事業資産」・「金融資産」分類に関する問題点については、①「事業資産」・「金融資産」という分類枠組の妥当性に関する疑問、そして、②「事業資産」・「金融資産」が果たすべき役割の混乱の2点が検討されなくてはならない。

次に第2の配分・評価分類に関しては、①計算方式の属性の側面からする成立可能性に関する疑問、②計算方式の計算目的の側面からする配分・「配分と融合した評価」分類の成立可能性に関する疑問、そして③評価概念が独立化した根拠についての疑問の3点が指摘されなければならない。

そして第3の「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との関係については、①両分類の結び付けの根拠の妥当性に関する疑問と、②註2でふれた両分類の規定・被規定関係の実相

(理念的に主張された、事業資産・金融資産分類が配分・評価分類を規定すると考える理念的調整と、現実的になされた、配分・評価分類が事業資産・金融資産分類を規定している現実的調整との関係)に関する疑問とを取上げなければならない。

### 参 考 文 献

- 笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010a]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅰ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010b]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2011a]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——特別修繕引当金（1）——」『三田商学研究』第54巻第2号
- 笠井 [2011b]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——特別修繕引当金（2）——」『三田商学研究』第54巻第4号
- 笠井 [2012]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——資産除去債務（1）——」『三田商学研究』第55巻第5号
- 笠井 [2013a]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——資産除去債務（2）——」『三田商学研究』第55巻第6号
- 笠井 [2013b]：笠井昭次稿「いわゆる金融資産の会計処理の再構成」『三田商学研究』第56巻第3号
- 笠井 [2013c]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（1）——測定規約の統一性を求めて——」『三田商学研究』第56巻第4号
- 笠井 [2013d]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（2）——測定規約の統一性を求めて——」『三田商学研究』第56巻第5号
- 笠井 [2018]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説（1）——」『三田商学研究』第61巻第5号
- 笠井 [2019]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——斎藤学説（4）——」『三田商学研究』第62巻第5号
- 笠井 [2020]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——斎藤学説（5）——」『三田商学研究』第62巻第6号
- 斎藤 [1999]：斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
- 米山 [2003]：米山正樹著『減損会計——配分と評価——（増補版）』森山書店